◎県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

1　諸般の情勢にかんがみ、県議会議員の定数を 48 人とすることとした。（第１条関係）

2　市町村の合併等に伴い、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。（第２条関係）